

瑞江特別養護老人ホーム 利用料金一覧

(1単位:10.90円)

基本単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数				
介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	573	641	712	780	847

(単位:円)

食費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
居住費	950	950	950	950	950
日用品費(Bパックの場合)	50	50	50	50	50
預かり金管理サービス	50	50	50	50	50

体制加算

(1単位:10.90円)

加算項目	単位数	備考
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	・介護福祉士を常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置 等
看護体制加算(Ⅰ)口	4	・常勤の看護師を1名以上配置
精神科医療養指導加算	5	・精神科医の療養指導月二回以上
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	・夜勤を行なう介護職員の数が基準を満たしている
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60/月	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなどサービスの提供に当たって必要な情報を活用している
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	(所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定)	

(単位:円)

一月あたりの利用料金(30日)	99,807	102,310	104,925	107,429	109,895
-----------------	--------	---------	---------	---------	---------

裏面もご覧ください

※その他加算：個別にかかる加算です。

(1単位：10,90円)

加算項目	単位数	備考
個別機能訓練加算 (I)	12単位	常勤・専従の職員を配置し、利用者ごとに計画を作成し機能訓練を行う
個別機能訓練加算 (II)	20単位/月	加算(I)を算定しており、必要な情報を厚生労働省に提出し機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用している
看取り介護加算 (I) (死亡前45日間を限度)	72単位	死亡日45日前～31日前
	144単位	死亡日30日前～4日前
	680単位	死亡日前々日、前日
	1280単位	死亡日
療養食加算	6単位/回	管理栄養士が食事提供を管理し適切な栄養量、内容の食事を提供している
褥瘡マネジメント加算 (I)	3単位/月	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理する
褥瘡マネジメント加算 (II)	13単位/月	評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあると判定された入所者等について、褥瘡の発生がない
初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内の期間
安全対策体制加算	20単位	入所時に1回算定
外泊時費用	246単位	1月につき、外泊した日の翌日から6日を限度として算定

*各加算の取扱いについては介護保険給付の取扱いに応じた料金が発生いたします

- ・介護保険施設に入所中の方で下記の第1～3段階の要件に該当する方は、申請により食費・居住費の負担限度額が定められます。

(単位：円)

負担段階	対象者(世帯全員が住民税非課税)	預貯金等の基準額	食費	居住費
第一段階	高齢福祉年金受給者の方	単身で 1,000万円以下	300	0
		夫婦で 2,000万円以下		
第二段階	前年の合計所得と年金収入の合計が80万円以下の方	単身で 650万円以下	390	370
		夫婦で 1,650万円以下		
第三段階①	前年の合計所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	単身で 550万円以下	650	370
		夫婦で 1,550万円以下		
第三段階②	前年の合計所得と年金収入の合計が120万円超の方	単身で 500万円以下	1,360	370
		夫婦で 1,500万円以下		

※負担限度額適用後の一月あたりの利用料金(30日)

(単位：円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	34,976	39,340	40,021	42,489	44,921
第二段階	48,776	51,244	53,821	56,289	58,721
第三段階①	56,576	59,044	61,621	64,089	66,521
第三段階②	77,876	80,344	82,921	85,389	87,821